科目名			担当教員	
権利擁護を支える法制度			菅原　好秀	
科目コード	単位数	スクーリング単位	履修方法	配当年次
CE3090	2	1	RorSR（講義）	2年以上
生成AI利用レベル		レポート　：　B	試験（スクーリング含む）　：　C	

科目の概要

■科目の内容

本講義は権利擁護の本質を学修し、よりよい支援につなげていくために、法学の本質的理解の獲得を目的とします。認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した者の権利が侵害された場合に、権利擁護を支える担い手として社会福祉士、精神保健福祉士への期待が高まっています。

憲法では日本国憲法の中核である「個人の尊重」を踏まえて権利擁護の視点から基本的人権を概説します。民法では紛争解決のために必要となる法原理を概説します。行政法では権利擁護に必要な法原理を概説します。成年後見制度では判断能力が不十分な人々の生活全般の支援方法を、事例を挙げて概説します。権利擁護の意義と支える仕組み、権利擁護活動と意思決定支援については権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法学の視点から何が必要なのかについて説明します。

なお、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験問題を学問的視点から解説しますので、受験する方はスクーリング受講をおすすめします。

■到達目標

1）権利擁護の概念と関連する法律・制度の概要を理解する。そのうえで、権利擁護の重要な概念である意思決定支援、本人の最善の利益について実践と結び付けて説明、考察することができるようになる。

2）成年後見制度の関連法、法定後見・任意後見制度の内容、手続き方法、制度上の問題・課題、実践上の課題を理解し、事例を挙げて説明、考察できるようになる。

3）日常生活自立支援事業や虐待防止・対応等社会福祉サービスにおける権利擁護の現状と課題を理解し、事例を挙げて説明、考察できるようになる。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「俯瞰的な分析力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価30%＋スクーリング評価 or 科目修了試験70%

■教科書・参考図書

【教科書】（「刑事司法と福祉」と共通、1）は「精神保健福祉制度論」と共通、2）は「家族法」と共通）

1）菅原好秀著『司法と福祉』建帛社、2023年

2）菅原好秀著『権利擁護と法』建帛社、2022年

（最近の教科書変更時期）2023年4月

（スクーリング時の教科書）上記教科書を使用しますので、旧教科書を所持している方はスクーリング受講までに上記の教科書を購入してください。

【参考図書】

1）菅原好秀著『リスクマネジメントと法』建帛社、2020 年

2）菅原好秀編著『福祉ライブラリ福祉法学第 2 版』建帛社、2020 年

■事前に学習してほしい科目

この科目を学ぶにあたり、事前に「法の基礎」「刑事司法と福祉」「家族法」「福祉リスクマネジメント」の教科書を読み、わかないところとわかるところをある程度、分類把握し、わからない用語は参考図書等を活用して調べてください。

スクーリング

■スクーリングで学んでほしいこと

1）権利擁護を支える憲法、民法、行政法の仕組みを理解する。

2）権利擁護の意義と仕組みについて理解する。

3）権利擁護活動と意思決定支援について理解する。

4）権利擁護活動に必要な組織・団体・専門職について理解する。

5）成年後見制度を支える諸制度を理解する。

■講義内容

回数	テーマ	内容
1	権利擁護の基本原理	福祉と個人の尊重の意義について
2	基本的人権と判例	社会権に関する判例について
3	民法の基本原理	総則、物権、債権、家族法の各意義について
4	成年後見制度の全体像	後見、保佐、補助の各意義について
5	成年後見制度の現状と課題	成年後見制度の現実的な問題点について
6	権利擁護活動	意思決定支援について
7	権利擁護の専門職の役割	権利擁護に関わる組織、団体について
8	権利擁護と法制度	権利擁護を支える法制度の問題点について
9	スクーリング試験	

※オンデマンド・スクーリングでは、上記の講義内容と異なる場合があります。

■講義の進め方

法律は用語が難解であるため、一度で理解し覚えることは難しいため、できるだけ板書を中心に、教科書を用いながら講義を進めます。しっかりと講義を聴き、ノートをとるようにしてください。

■スクーリング評価基準

授業への参加状況（20%）とスクーリング試験（80%）で評価します。スクーリング試験は教科書・ノート・配付資料の持込可ですが、パソコンや携帯など電子機器類の持込はできません。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10 時間）

事前に教科書を読んでわからないところとわかるところをある程度、分類把握し、わからない用語は参考図書等を活用して調べてください。

レポート学習

■在宅学習 15 のポイント

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
1	権利擁護の基本原理	理日本国憲法第１３条の「個人の尊重」と権利擁護について理解する。	個人の存在価値とは何か、また、個人の差異はなぜ必要なのかについて考えてみましょう。
2	基本的人権と自由権	自由権の制度趣旨と判例を中心に法の解釈について理解する。	エホバの証人事件の事案の概要を踏まえて判旨の内容を理解することが重要です。
3	基本的人権と社会権	社会権の制度趣旨と判例を中心に法の解釈について理解する。	朝日訴訟と堀木訴訟の事案の概要を踏まえて判旨の内容を理解することが重要です。
4	行政法	行政法の概要について理解する。	行政不服申立て、行政事件訴訟法の概要を判例の事案を通じて理解することが重要です。
5	民法の基本原理	民法の全体像について理解する。	民法の総則・物権・債権・親族・相続の相互の関係性について理解することが重要です。
6	成年後見制度	成年後見制度の概要について理解する。	法定後見制度（後見・保佐・補助）について事例を挙げて理解することが重要です。
7	任意後見制度	任意後見制度の概要について理解する。	法定後見制度と任意後見制度の相違について理解することが重要です。
8	成年後見制度の現状と課題	成年後見制度の最近の動向と課題について理解する。	成年後見制度の現状と課題を踏まえて、今後求められる対応策について理解することが重要です。
9	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の概要について理解する。	日常生活自立支援事業の概要と成年後見制度との連携について理解することが重要です。
10	権利擁護の意義と支える仕組みについて	権利擁護の意義と支える法制度の概要について理解する。	苦情解決制度、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法について理解することが重要です。
11	権利擁護にかかわる組織、団体、専門職	権利擁護にかかわる組織、団体、専門職の全体像について理解する。	家庭裁判所、社会福祉協議会、児童相談所、中核機関、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士について理解することが重要です。
12	権利擁護活動と意思決定支援	権利擁護活動と意思決定支援の全体像について理解する。	意思決定支援の意義、意思決定支援ガイドライン、インフォームドコンセントについて理解することが重要です。

13	意思決定支援と個人情報保護法	意思決定支援と個人情報保護法の全体像について理解する。	個人情報保護法の制度、秘密保持義務の課題について理解することが重要です。
14	権利擁護と法制度	権利擁護に関する法と制度について理解する。	法と規範、法の体系、種類、機能について理解することが重要です。
15	権利擁護と法制度の現状と課題	権利擁護と法制度の最近の動向と課題について理解する。	権利擁護と法制度の現状と課題を踏まえて、今後求められる対応策について理解することが重要です。

■レポート課題

1 単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。
2 単位め	次の課題のなかから 1 題を選び、論述しなさい。 ①日本国憲法の基本原理の基本的人権と国民主権について述べなさい。 ②成年後見制度について、事例を挙げながら、説明しなさい。 ③意思決定支援について説明しなさい。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス

論述にあたっては、法制度の意義、内容を具体的に説明した上で、自分の考えが述べられるようにしてください。

【1 単位めアドバイス】

教科書をよく読み、「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

【2 単位めアドバイス】

1）基本的人権と国民主権の内容を説明した上、判例についても具体的に言及してください。

2）法定後見制度、任意後見制度の各制度の内容について説明した上で、後見、保佐、補助の各事例について具体的に言及してください。

3）意思決定支援の内容を説明した上で、いわゆる「エホバの証人事件」の裁判事例を挙げて自分なりの視点から具体的に言及してください。

科目修了試験

■評価基準

当該科目の内容理解がなされているかが重要であり、論述の分量（1 問あたり 400～800 字程度）も評価の対象となります。また、法の制度趣旨、意義を述べた上で、現状を踏まえて自分なりの視点から論じられることも評価の対象となります。